

施 工 条 件 の 明 示

事務所名：印旛沼下水道事務所

工事名：花見川第二終末処理場管理棟外電気設備修繕工事
路線名：印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場
工事箇所：千葉市美浜区豊砂外

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	本工事の施工に際しては工程調整及び、監督職員、関係機関等と十分協議すること。 また、花見川第二終末処理場内で同時に複数の工事が行われる場合、安全施工に関する事項等の連絡調整をするため工事連絡会議に出席すること。 作業時間は原則 8:30～17:15 とすること。
用 地 関 係	資機材置場等については、監督職員と協議し指定された場所とすること。また、工事完了後は原状復旧すること。
公 害 対 策 関 係	本工事において、騒音を発する工事（発電機等を使用する工事）については、低騒音型・低振動型等環境配慮型の機器を使用すること。また、作業員等の車での乗入の際は、千葉県条例で定められているアイドリングストップを徹底させること。
安 全 対 策 関 係	特記仕様書のとおり。
工事用道路関係	場内の通行及び工事車両等の駐車の際には、安全に十分注意すること。 ※場内道路は時速20km以下で走行すること。 場内の通行止めを伴う作業を行う場合は事前に告知すること。
仮 設 備 関 係	本工事で使用する電気・水道については、受注者にて用意すること。また、施工に際し、必要に応じて仮設物を設置すること。
建設副産物関係	特記仕様書のとおり。
工事支障物件等	当処理場は稼働中であるので、支障を与えないよう注意を払い施工すること。
排水工（濁水処理を含む）関係	特になし。
そ の 他	その他、工事施工で疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。